

補正情報

2020年7月29日

民法ブラッシュアップ講座向け肢別問題集に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

P67 第23章 貸貸借 問4の解説

修正前

- 4 貸貸借契約においては、**賃借人が死亡しても貸貸借契約は終了せず**、賃借権は相続人が相続できる。

修正後

- 4 貸貸借契約においては、**賃借人が死亡しても貸貸借契約は終了せず**、賃借権は相続人が相続できる。

以上

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之